

嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により厳しい雇用情勢に置かれている者の就業機会の拡大を図るため、就業に有利となる資格の取得に向けて取り組む者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する嘉手納町雇用促進資格取得支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第23条第1項に規定する公共職業安定所をいう。）を通じて求職活動を行っている者
- (2) 非正規労働者 雇用期間の定めが無く、賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、昇給又は昇格等が長期雇用を前提とした待遇を受けている労働者以外の労働者
- (3) 在学者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学、高等専門学校、同法第124条に掲げる専修学校及び同法第134条に掲げる各種学校（高等学校に準ずる教育を受ける学校に限る。）（以下「学校等」という。）に在学中である者
- (4) 学卒未就職者 最終学歴の学校等を卒業後5年以内の者であって、かつ、希望する就職先が特定されている等の理由により公共職業安定所を通じた求職活動を行う必要の無いもの
- (5) 資格 就業機会の拡大に資する資格又は免許（教養的なもの及び趣味的なものを除く。）であって、町長が認めるもの

(補助の対象期間)

第3条 補助の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、第7条の規定による申請の日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく嘉手納町の住民基本台帳に記録されている求職者、非正規労働者、在学者又は学卒未就職者（以下「求職者等」という。）であって、補助対象期間において資格を新規に取得するために当該資格に係る試験を受験したもの（試験の受験を要せずに行うことができる資格にあつては、資格を新規に取得したもの（取得見込みのものを含む。））とする。

2 前項の規定において、町長が必要と認める場合は、交付対象者と同一の世帯に属し、当該交付対象者を監護する者（以下「保護者」という。）を、当該交付対象者に代わり補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において、求職者等が資格を取得するために要した費用であって、次に掲げるものとする。

- (1) 講座等の受講費用及び教材費用
- (2) 試験等の受験費用
- (3) 資格の登録費用
- (4) その他町長が認める費用

2 前項各号に掲げる費用は、一つの資格につき当該資格を最短で取得できる回数分の費用を補助対象経費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、在学者において、在籍する学校等の授業料等に第1項各号の費用が含まれている場合は、これを補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の8に相当する額又は10万円のいずれか低い額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人当たり1回限りとする。

(申請の方法)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、令和3年3月1日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 求職者にあつては、ハローワークカードの写し
- (2) 非正規労働者にあつては、労働条件通知書等雇用主の発行した労働条件の分かる資料の写し
- (3) 在学者にあつては、学生証の写し
- (4) 学卒未就職者にあつては、最終学歴である学校等の卒業証書の写し
- (5) 保護者が申請者となる場合にあつては、申請日の1か月以内に発行された住民票謄本
- (6) 資格に係る試験を受験したことが分かる書類（試験の受験を要せずを取得することのできる資格にあつては、資格を取得したこと又は取得見込みであることが分かる書類）
- (7) 第5条各号に係る経費の内訳等が確認できる書類
- (8) 第5条各号に掲げる費用を支払ったことを証明する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助

金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、令和3年3月5日までに、嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第10条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにこれを審査して補助金の額を確定し、当該補助金を口座振替払により交付するものとする。

2 町長は、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、偽りその他不正の手段により補助金を受給した場合は、当該補助金を町長に返還しなければならない。

2 町長は、受給者が前項に該当する場合において、当該受給者から返還がないときは、通知書等により当該受給者に返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

嘉手納町長 殿

申請者 住所
 氏名 ⑩
 電話番号

嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付申請書

嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付規則第7条の規定により、関係書類を添付のうえ申請します。なお、本申請の内容に虚偽がないことを誓います。虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。

記

交付申請額 _____ 円

資格内容等	対象者氏名			
	対象者区分 ※いずれかに○	求職者	非正規労働者	在学者 学卒未就職者
	就職活動状況 ※学卒未就職者のみ			
	資格名称			
補助対象経費	受講費用①	円	教材費用②	円
	受験費用③	円	登録費用④	円
	その他費用⑤	円		
補助金の額 (①+②+③+④+⑤) × 0.8		円	※千円未満切り捨て 10万円を超える場合は10万円とする。	

様

嘉手納町長

嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の申請については、下記のとおり決定いたしましたので嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付規則第8条の規定により通知します。

記

決定

補助金交付決定額 金 円

却下

却下の理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

嘉手納町長 殿

住所

氏名

印

電話番号

嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金について、嘉手納町雇用促進資格取得支援事業補助金交付規則第9条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

支払方法	口座振替	預金種別	1：普通預金 2：当座預金
金融機関名	銀行・農協・信金・労金・その他		
支店名	支店		
店番		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は申請者本人名義の口座に限ります。